

「国民的理解のための原発政策への提言」に対する再回答について

平成 24 年 5 月 1 日
経 済 産 業 省

項目 1 及び項目 2 中立性の確立と透明性の確保について

先般四大臣で決定した「原子力発電所の再起動にあたっての安全性に関する判断基準」は、「緊急安全対策」や「30の対策」は、これまでの約1年間、政府として専門家の意見を伺いながら積み重ねてきたものであり、これらについて、再起動を判断するとの観点から、分かりやすくなるよう再整理したものです。四大臣が技術的に新しいものを作っているわけではありません。判断基準を構成する基準1、基準2、基準3は、以下のとおり、原子力安全委員会を含む専門家の意見を基礎とするものです。

まず、東京電力福島第一原発事故後の昨年3月30日に、経済産業大臣は電力事業者に対して事故を踏まえて直ちに取るべき安全対策として、「緊急安全対策」を指示いたしました。そして、電源車等の配備など直ちに対応を求めたものについてはその実施状況を、また、防潮堤の整備など数年かかるものについてはその計画を5月6日までに確認いたしました。さらに、現場の厳しい状況が事故収束の支障となったことから、通信・管理機能の確保や放射線防護体制の強化などについて、昨年6月7日に指示し、6月18日までに確認しております。3月11日の震災、さらにその後の余震などで外部電源の脆弱性も顕在化したことから、複数ルート回線の確保など「外部電源対策」についても昨年4月15日に指示し、6月7日までに確認を行いました。これらの原子力安全・保安院による「指示」及び「確認」については、その都度、原子力安全・保安院から原子力安全委員会に報告いたしました。

原子力安全委員会は、こうした対策の効果については一定の理解を示しましたが、これらの対策を踏まえ、各原子力発電所の安全確保がどのくらい進んだかを評価するため、欧州で行われていたストレステストも参考にして総合的な

評価を行うべきであるとの見解であり、昨年7月6日には、原子力安全・保安院に対し、発電用原子炉施設の安全性に関する総合的安全評価を行うようにとの要請がありました。こうした中、原子力発電所については適法に運転されており、従来以上に慎重な安全性確認が行われていることは認めつつも、国民の安心・信頼確保のため、新たな安全評価の仕組みとして、昨年7月11日、枝野内閣官房長官、海江田経済産業大臣、細野内閣府特命担当大臣の三大臣が「我が国原子力発電所の安全性の確認について（ストレステストを参考にした安全評価の導入等）」を決定しました。この決定においては総合的な安全評価について、定期検査で停止中の原子力発電所の運転再開の可否について判断する一次評価、すべての原子力発電所を対象に総合的な安全評価を実施する二次評価を実施することが定められています。また、その結果だけでなく、実施方法についても原子力安全委員会の確認を得ることとされていたことから、原子力安全・保安院は「東京電力株式会社福島第一原子力発電所における事故を踏まえた既設の発電用原子炉施設の安全性に関する総合的評価に関する評価手法及び実施計画」（「実施計画」）をとりまとめ、原子力安全委員会に諮った上、電気事業者に対して、ストレステストの実施を求めました。

このように、ストレステスト一次評価は、当該三大臣取りまとめ及び実施計画に定められた手続きに則り、原子力安全委員会も確認した手続きに沿って行われているもので、その結果についても、原子力安全委員会の確認を得たものです。また、ストレステスト一次評価の過程では、IAEAからもミッションを派遣していただき、日本のストレステストの手法についてレビューを受け、IAEAの安全基準と整合しているとの評価をいただいております。その際には、大飯原子力発電所を事例として説明し、また、発電所のサイトの視察をいただきました。ストレステスト一次評価についての原子力安全・保安院における審査、原子力安全委員会での確認にあたっては、外部有識者の参加を得てそれぞれ8回の意見聴取会、5回の検討会をすべて公開で開催しております。それらの資料、議事録はもとより、また主要な論点についてもホームページに公表するなど、最大限の透明性確保につとめました。

我が国に存在する原子力発電所の安全確保のため、東京電力福島第一原発事故以降、このような事故を二度と繰り返さないための対策については、可能な限り迅速に取り組んでまいりました。一方で、事故から最大限の教訓を得て対策に反映させ、対策を強化していくことが必要です。事故の原因と事象の進展等については、まず、昨年6月、9月の2回、IAEAに対して日本政府としての報告を提出するなど、その原因や実態の把握とそれを踏まえた教訓の抽出に努めてきたところです。さらに、事故について専門的技術的な検討を深め、技術的な知見を可能な限り抽出するため、原子力安全・保安院は、昨年10月24日から「技術的知見に関する意見聴取会」を外部の専門家の参加を得て全面公開の下、8回開催し、パブリックコメントを経た上で本年3月28日に報告書を取りまとめました。その中で、今回の教訓を踏まえ、今後の規制に反映すべきと考えられる事項として「30の対策」を取りまとめております。こうした検討については原子力安全委員会に報告しております。「技術的知見に関する意見聴取会」に加え、東京電力福島第一原発等で観測された地震・津波等の影響については、原子力安全・保安院は昨年9月から専門家の参加を得て「地震・津波に関する意見聴取会」、「建築物・構造に関する意見聴取会」をそれぞれ11回、8回開催し本年2月16日に中間とりまとめを行いました。また、東京電力福島第一原発事故における経年劣化の影響について検証するため、専門家の参加を得て「高経年化技術評価に関する意見聴取会」を6回開催し、本年2月16日にとりまとめを行いました。これらの検討結果については、それぞれ原子力安全委員会に報告するとともに、「30の対策」に反映させています。

繰り返しになりますが、基準1，2，3は、昨年の事故以降講じてきた事故の原因究明作業と事故の反省にたった対策など、政府の取り組みを集大成したものです。さらに、昨年12月26日には、政府の「東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会」の中間とりまとめが公表され、本年2月27日には、民間の有識者による福島原発事故独立検証委員会の調査・検証報告書も公表されておりますが、四大臣が「原子力発電所の再起動にあたっての安全性に関する判断基準」の基礎となる事故原因と事象の進展に関する「基本的な理解」を行うに当たり、これらの報告書も重要な構成要素となっております。

以上申し述べたような経過を経てとりまとめた「判断基準」については、原子力安全委員会をはじめとする専門家の意見の積み上げによるものであり、また、透明性を確保しながら注意深く進めてきたところであり、ご指摘の中立性、透明性は十分に確保されていると考えます。

なお、政府は現在、新規制庁設置による規制当局への信頼回復と福島事故の知見を反映した新規制導入に向けた法案の早期成立に向け国会でご審議いただくべく、最大限尽力しております。「新規制庁設置の具体的な時期」については、残念ながら、国会での審議の見通しについて申し上げられない現状において、明確に回答することが困難なことを御理解いただければと存じます。政府としては、原子力規制庁の設立と新規制の施行には今しばらく時間がかかるとしても、それまでの間、安全規制に空白を設けることは許されず、現在規制に責任を負う経済産業省原子力安全・保安院が、今回の事故の反省に立って、ストレステストをはじめとする仕組みの下で安全規制を確実に実施する責務があると判断しています。

また、「第三者の検証による電力需給の精査」は、節電目標の設定にあたって政府としても重要であると認識しております。4月23日より、「エネルギー・環境会議」と「電力需給に関する検討会合」の下に、第三者による需給検証委員会を立ち上げて検討を開始いたしました。オープンの中で透明性の高い議論を行うことで、これまでも発電所ごとの供給力の内訳なども示してきたところではありますが、更に詳細な根拠も含め、最大限公開してまいります。

項目3 福島原発事故を踏まえた安全性の実現について

今回の福島第一事故の大きな反省は、これまでの「規制文化」が「一度安全と決めたら、新しい知見が出ても、それを基準に反映させ、かつ、バックフィットすることに対して極めて臆病だったこと」だと考えます。これが「安全神話」という固定観念をつくり出したのだと思います。新しい知見と正面から向き合い、必要が生ずれば対応に反映させていくことが新しい規制のあり方だと考えております。

原子力安全委員会の班目委員長が「ストレステスト一次評価では不十分」という趣旨の発言をしたことは承知しております。この発言は、再起動の如何を問わず、安全性を継続的に追求する観点からは、過酷事故発生後の対応を含めて評価するストレステストの二次評価を実施することが必要との趣旨であると理解しております。今回の事故の教訓を踏まえれば、常に安全の状況を確認し、新しい知見を取り入れ、安全性を継続的に追求すべきであるという班目委員長の認識は、政府としても共有しているところです。政府としては、保安院の意見聴取会における、現時点での最大限得られる事故原因及び事象進展の理解に基づいて「30の対策」を取りまとめ、その成果を「判断基準」に反映させておりますが、国会事故調などで今後新たな技術的知見が得られれば、当然のことながら、それを判断基準、更には新たな安全規制に反映させていくことになると考えています。

政府としては、昨年7月11日の三大臣の決定に基づき、定期検査で停止中の原子力発電所の運転再開については、東電福島第一原発を襲ったものと同程度の地震や津波により、炉心損傷、溶融が生じ、同じような事態に至ることを防ぐだけの防護策が施されているかについて、設計時に想定していた地震・津波想定を超えるものに対する安全裕度はどの程度かをストレステスト一次評価で確認することとしております。その際、防護のために用意された設備やプロセス・手順が現実に機能するかを含め、まず事業者が自己評価を行い、保安院がその内容について現地調査を含め確認し、更に原子力安全委員会においてその妥当性を確認した上で、四大臣が判断していくというのが一貫した方針で

す。原子力安全委員会も、こうしたプロセスで、再起動の判断を政府が行うことについて、了解しております。

「判断基準（１）（２）」は、まさに東電福島第一事故の技術的検証から、その原因である電源・冷却系統の脆弱性を克服し、過酷事故に至らせない対策が出来ており、効果が発揮されることについて、ストレステスト一次評価を通じて評価するものです。ストレステスト二次評価については、欧州諸国で行われているストレステストを参考にしてより総合的に安全評価を行うものでありますが、プラントの弱点を見極め、安全神話に陥ることなく安全向上を継続的に行っていくためのものであり、運転再開に関するものではありません。欧州諸国でも、ストレステストは運転中のプラントについて行われているものと承知しております。

今回の「判断基準（３）」は、新規制の施行を待つことなく、新規制への対応を先回りして求めるものです。新規制にはバックフィット制度があり、「３０の対策」は法令に基づく要求事項として準則化し、既設の原子力発電所も含め、事業者を実施を義務づけることにより、その確実な履行を担保します。従って、「３０の対策」の実施は単なる「事業者の姿勢」の問題として片付けられるものではありません。他方、現行の法令にはバックフィット制度がなく、また、現在提案中の法案が成立しても、「３０の対策」の一層の具体化と準則化に一定の時間を要することも事実であり、それまでの間は、行政指導として措置を講じることが必要になります。このような観点から、事業者による確実な実施計画の履行を担保するため、関西電力には少なくとも四半期に一度は実施計画の進捗状況の公表や政府への報告を求め、政府として、継続的なフォローアップを図ってまいります。政府としては可能な限り前倒しで実施されることが重要との観点から、免震事務棟や防潮堤のかさ上げ等について、関西電力の実施状況をしっかりと監督してまいります。仮に正当な事由無く実施を怠る、あるいは遅延させると行ったことが明らかになれば、判断基準（３）が満たされなくなったものとして取り扱うこととなると考えております。

なお、免震事務棟について①代替指揮所の政府による確認、及び②代替指揮所と過酷事故との関係についての御指摘をいただきました。大飯3、4号機では、緊急時指揮所は取水口近くの敷地（海拔9.3m）の地下室に位置しており、津波が来襲した場合に使えなくなる可能性があります。この場合、「（補助建屋横の）3号機及び4号機共用の中央制御室の会議室等（のスペース）（延べ約108㎡）から炉心損傷を防ぐための対策を指揮することは可能である」（「関西電力株式会社大飯発電所3号機及び4号機の安全性に関する総合的評価（一次評価）に関する審査書」より抜粋）と考えています。このスペースは、①1,260ガル以上の耐震性を有し、津波を回避できる高さ（海拔21.8m）に設置されるとともに、②換気空調系が利用可能であり、衛星通信機器も配備しており、③指揮を取るための要員49名を収容可能であるなど、炉心損傷を防ぐための事故時の指揮所機能は確保されていることについて、ストレステストの一次評価において、原子力安全・保安院の職員が現地調査を含め確認しております。こうした内容は、2月13日にまとめた「関西電力株式会社大飯発電所3号機及び4号機の安全性に関する総合的評価（一次評価）に関する審査書」等にて公表しております。また、関西電力は、これに加えて、必要な場合には、中央制御室横の補機操作室等のスペース（268㎡）についても、換気空調系を有し、作業員の控え室等として利用可能としております。また、万一の場合の指揮所機能を充実させるべく、免震重要棟の竣工時期を前倒し、平成27年度までに免震事務棟を運用開始予定であることを確認しております。

また、防波堤のかさあげ等の津波の衝撃力緩和対策や、水密扉等の浸水対策が未了でありどのように安全性を判断したのかとの御指摘もいただいたところです。

大飯3、4号機のある若狭湾の周辺には、太平洋側と異なり、今回の東北太平洋沖地震に際して発生したような大規模な津波を伴う海溝型地震を起こすようなプレート境界は存在しないと考えられております。また、天正大津波があったとの古文書もありますが、これまでのボーリング調査や更なる古文書などの調査の結果でも大規模な津波を示唆するものはないと考えられます。さらに、過去の地震に伴い同地域に襲来した津波の高さの記録も2m程度であったとの結果を得ており、これを踏まえて、政府は昨年6月に、「若狭湾には浜岡のような大津波の襲来切迫性がない」との見解を示しております。

一方で、大飯3、4号機では冷却に必要な設備について、11.4mの津波に耐えられるまでの浸水対策が取られていることを確認しております。具体的には、①原子炉の冷却に欠かせないタービン動補助給水ポンプは海拔3.5mという低い位置にありますが、建屋にシール施工等の浸水防止策が講じられており、仮に設計上の想定を9.5m上回る11.4mの津波に対し津波の衝撃などを考慮して浸水量を保守的に見積もっても機能喪失しないと考えられ、原子炉の冷却が可能であること、②万一タービン動補助給水ポンプが使えない場合には、11.4mを十分上回る高台に空冷式非常用発電装置が設置されており、速やかに電源供給を行うことにより電動補助給水系の活用ができること等についてストレステストの一次評価で確認を行っており、こうした点を考慮すれば十分な安全裕度があると判断しています。

なお、更なる安全性・信頼性向上のため、既存の防波堤のかさ上げやタンク周りの防護壁設置、取水設備周りの防護壁設置、放水路ピットのかさ上げ及び防潮堤の設置によって、平成25年度までに津波による衝撃力緩和対策を実施する予定であります。また、所内電源設備の浸水対策をより強化するという観点から、水密エリアの扉を水密扉への取替え（平成24年9月実施予定）、浸水時の排水のための可搬式ポンプなどの配備（平成24年9月完了予定）、非常用ディーゼル発電機の浸水対策として部屋単位の水密化に加え換気空調用ダクトのかさ上げを実施（平成24年6月完了予定）するなどの浸水対策の強化に向けた関西電力の実施計画を確認しております。

項目4 緊急性の証明について

関西地域における今夏の電力需給の見通しは、極めて厳しい状況です。エネルギー・環境会議及び電力需給検討会合の下に設置された需給検証委員会において、4月23日に示された見通しにおいては、一昨年夏並みの猛暑を想定した最大電力需要の下では、これまでに定着した節電効果を勘案してもなお、▲16.3%の電力不足が生じる可能性があります。

これらの需給ギャップは、電力使用制限令を発動して各需要家に15%以上の節電をお願いした昨夏の東京・東北電力管内における需給ギャップ（概ね▲10%）を大きく上回るものです。加えて、これらの見通しは、すべての発電所がトラブルに見舞われることなく稼働すると仮定した上での試算です。現実には、現状フル稼働を続けている火力発電所は頻繁にトラブル停止していることを勘案すると、安定的な電力需給を確保するためには、▲20%を超える節電が必要となる可能性があります。

まず何より、医療施設や交通・空港等の経済・社会インフラに関しては、その最低限の機能を維持するためには、実施可能な節電の取組は極めて限られています。また、各製造業においては、これまでもコスト削減の観点からできる限り節電を行ってきており、生産量に影響を与えずに行える節電の余地は、あまり大きくありません。更に、鋳物・素材をはじめとする多くの中小企業においては、実施可能な節電対策も限られており、相当規模の節電を行うこととした場合、過大な負担を強いることとなります。

こうした中で、電力を使用する産業界からは、「今夏の電力需給見通しを早急に示し、5月の連休頃までに節電対策を決めてもらわないと対応が間に合わない」と強く求められております。各事業者において、節電の余地がある程度限られている中、事業者が最大限の節電を織り込んだ生産計画を立てられるよう、一定の時間的余裕を持って節電要請を行う必要があります。電力需給見通しと対策の決定の遅れは、事業者が講じることのできる節電の取組の幅を狭め、節電の可能性を小さくすることになりかねません。

今夏の電力需給が極めて厳しくなるということは、昨年夏の時点からある程度予想されていきました。このため、経済産業省としましては、昨年来、関西電力に対し、①長期停止火力発電所の再稼働、②火力発電所の定期検査時期の変更、③自家発の活用、④他電力会社からの融通の拡大といった供給面での積み上げを指示してきました。同時に、他の電力会社に対しても最大限の供給力の積み増しを指示し、関西電力に対する融通の拡大を促してきました。自家発電設置業者については、更なる稼働を要請するとともに、燃料コスト等の追加的負担に対する支援措置や、自家発電コスト引き下げにつながる規制改革措置を実施したほか、小口の売電を促すため卸電力取引市場を改革することとしています。その一方、需給調整契約メニューの多様化による契約の拡大や小口・家庭を含む需要家の合理的な節電行動を促す料金プログラムの導入等の需要対策も指示してきました。

こうした取組の結果、今回示された見通しにおいては、昨年11月時点に比較し、供給面で約180万kWの積み増し、需要面で約100万kWの抑制が図られております。

まず、供給面では、火力について、長期停止中の石油火力発電所2ヶ所を除き、すべて稼働させることとしています。また、自家発については、昨夏の経済産業調査で「電力会社向け売電済」、「発電余力あり」と回答した自家発の供給力合計約130万kWの約7割に相当する約90万kWを確保しました。次に、水力については、稼働できるすべての水力発電所を稼働させるとともに、揚水についても、現在見通せる最大供給力を前提に最大限の供給力を見込んでいます。さらに、従来は供給力として計上してこなかった太陽光についても供給力として評価しているほか、他電力からの融通も現時点で見込めるものを最大限織り込んでいます。

一方、需要面では、関西電力において、大口顧客すべてを個別訪問し、需給調整契約への加入を依頼しています。経済産業省としても、産業界に対し、こうした電力会社による需給調整契約の提案に対する積極的な対応の検討を呼

び掛けており、今夏に向けて、引き続き、ピーク需要の削減に向けた最大限の努力を行っていきます。そうした取組の一環として、例えば、需給ギャップがなお残る日については、随時調整契約を需給ギャップが解消されるレベルまで広く公募する（例えば、入札などの手法を活用する）ことも検討中です。併せて、節電量を市場を通じて取引するシステムの構築についても、現在、電力システム改革の議論の中で鋭意検討中であり、必ず実現していきたいと考えています。更に、需要面での取組を促す方策としては、時間毎の需給に関する情報を広く国民に対してリアルタイムで提供していくことが重要と考えており、昨年夏以降、電力会社及び経済産業省のホームページにおいて、時間帯別の需要実績をすべて公開してきており、需要家の方々の御要望もお伺いしつつ、今後も最大限の情報公開を進めてまいります。

原発停止による経済への影響は、こうした電力供給不足だけではありません。原子力発電の停止分を火力発電で補っている結果、各電力会社において、化石燃料の輸入コストが急激に膨張しており、円高による輸出不振と相まって、大幅な貿易赤字を招いております。また、今年度、仮に原子力発電所が稼働しない場合、電力会社の燃料費は、全国で年間約3兆円増加すると見込まれています。これは、電力コスト全体の約2割に相当し、こうした状況が続けば、電力会社がどれだけ効率化を行ったとしても、到底、増加するコストを吸収できません。いずれ電気料金の値上げは避けられず、その影響は、電炉、鋳物等の電力多消費産業、特に中小企業に及ぶのみならず、経済活動全般、更には広く国民生活全般に及びます。

こうした観点も踏まえれば、短期的な電力需給は、もちろん再起動の必要性の大きな要素の一つであるとは考えておりますが、その他の燃料費増加等の影響を踏まえつつ、日本社会及び日本経済の現実を考えると、これまで基幹電源として電力供給を担ってきた原子力発電所を、安全性確保と更なる信頼性向上を妥協無く追求していくことを大前提として活用することが必要と考えます。

したがって、中長期のエネルギー政策として、後述するように、政府として脱原発依存の取組を進めてまいります。今回の大飯原子力発電所3、4号機の再起動については、今夏の一時的な稼働ではなく、法令上認められている13ヶ月の稼働を念頭に置きながら議論を行い、今般四大臣として判断を行ったところです。

項目5 中長期的な見通しの提示について

中長期的なエネルギー政策のあり方について、①需要家の行動様式や社会インフラの変革も視野に入れ、省エネルギー・節電対策を抜本的に強化すること、②再生可能エネルギーの開発・利用を最大限加速化させること、③天然ガスシストを始め、環境負荷に最大限配慮しながら、化石燃料を有効活用すること、④原子力発電への依存度をできる限り低減させること（脱原発依存）、という4つを基本的方向として、抜本的な見直しを進めております。

その方針に則り、再生可能エネルギーの導入拡大に向け、本年7月に施行される固定価格買取制度に加えて、立地に関する規制の見直しや研究開発支援、再生可能エネルギー発電設備の設置に際しての税制優遇など、政策を総動員した取組を既に進めております。また、再生可能エネルギーの大量導入に伴う系統対策や次世代自動車の動力といった観点から、滋賀県にも立地する蓄電池産業の振興も重要な課題であります。近年、蓄電池産業は国際的な競争が厳しさを増しています。このため、産学連携の下、蓄電池産業の競争力強化に向けた技術開発を進めてまいります。

また、現在、原子力委員会において、核燃料サイクルの選択肢の提示に向けた検討が進められており、こちらについては、今しばらく時間をいただく必要がありますが、既に各原子力発電所に使用済燃料が存在していることを踏まえると、この使用済燃料の処理等をどのようにするかは、原子力発電所の再起動の如何を問わず非常に重要な課題であると考えています。政府として、「再起動を行う以上、電力消費地で使用済燃料の中間貯蔵を受け入れるべき」といったように、再起動と電力消費地における使用済燃料の中間貯蔵を直接結びつける方針はございませんが、これまでの方針であった全量再処理政策についてどのように扱うか、使用済燃料の中間貯蔵をどのように位置づけるかについても検討を急ぎたいと考えています。

さらに、中長期的なエネルギー構成のあり方については、幅広く国民各層の御意見を伺いながら、今年の夏を目処に新しい戦略と計画をとりまとめてまいります。これが、「脱原発依存社会への移行を目指した工程表」として御提言への回答になると考えています。

なお、「個別の廃炉計画を示すべき」との御指摘もありますが、個別の原子力発電所の今後の廃炉等の見通しは、現行法令下で稼働中のものも含め全ての原子炉について適法に安全が確認されている現時点では申し上げられません。他方、政府の脱原発依存の方針は明確であり、原子炉等規制法の改正法案にある通り、新知見に基づき規制水準を随時強化し、既存の施設にも強化された規制水準に適合するよう安全対策の実施を求めていくバックフィット制度や、40年運転制限制度を導入することとしております。新たな基準についていけない原子炉は容赦なく振るい落としていくことで、自ずと「脱原発依存」が実現されていくと考えています。

項目6 事故の場合の対応の確立について

「判断基準」を満たす原子炉については、ストレステスト一次評価により東電福島第一原発を襲ったものと同程度の地震・津波に襲われても、放射性物質の大量な環境放出に至らない十分な安全性が確保されていることを確認しておりますが、原子力の安全に絶対はなく、常により高い水準を目指していかなければなりません。さらに、原子力防災に関する取組については、停止中の原子炉であっても災害のリスクがある限り、備えをすることが必要です。そのため、原子力災害対策本部の強化、情報収集機能の改善、情報発信の一元化、住民避難等のオフサイト対応の改善、被災者支援業務の充実については、運転再開と関わりなく、今回の事故時の反省に立った取組みを進めているところです。

今回の事故では、地域住民の皆様、自治体で防災にあたる関係者、そして国民各位に対し情報提供の遅れや不備があったことについて、深く反省し、お詫びをしなければなりません。そして、そのような事態を避けるため、防災拠点が通信インフラの麻痺や高い放射線量による機能不全に陥らないよう備えること、事故進展に関するよりの確な情報収集を図るため、事故収束対応の拠点となる電力本店等に幹部職員を派遣するなど情報の収集・収束への対応を強化すること、指揮命令系統の混乱を避けより迅速な指揮が執れるよう、また適時の情報発信が行われるよう、原子力災害対策本部事務局の機能を官邸に集中することなどの対策を取ることにしております。

また、現地の防災活動拠点であるオフサイトセンターについては、通信途絶に備えたモバイルネットワークの配備、防護服・マスクの充実等の改善を行っていますが、さらに、事故時に機能を失わないよう、放射線対策を充実するとともに、代替オフサイトセンターも確保いたします。また、UPZ、すなわち「緊急時防護措置を準備する区域」全域のオフサイト対策を統括する拠点として、衛星回線・衛星電話の拡充等を行います。

UPZが30km圏に拡大することにより、滋賀・京都のような府県域を越えて新たにUPZ域内に含まれる自治体と確実に連絡が取れる体制を整備します。

なお、牧野副大臣の両府県の訪問時において、両府県内にオフサイトセンター的な機能を持たせたものを整備することを考えている旨を回答させていただいておりますが、これについて早期に検討を進めてまいりたいと考えております。具体的には、滋賀県及び京都府におかれては、緊急時対策交付金を用いて、関係市町村と現地対策本部等との間を結ぶテレビ会議システムを整備すること、両府県の衛星回線を拡充することにより現地対策本部等との情報連絡体制を整備すること、さらには、線量計、防護服、安定ヨウ素剤といった必要な防災資機材を追加配備することなどの住民防護体制をしっかりと整えていただけるよう国として支援してまいります。

また、**SPEEDI**については、事故の教訓を踏まえ、システムの高度化を図るとともに、緊急時に国民への迅速かつ適切な情報提供について国が責任をもって対応する観点から、**SPEEDI**の運用を含む環境モニタリングの司令塔機能は新しい規制組織に一元化し、モニタリング情報や、**ERSS**、**SPEEDI**の結果等は原災本部を通じて迅速に公開してまいります。

これらの取組により、万々一事故が起こった場合でも、オンサイト対応、オフサイト対応ともに、今回の事故を踏まえた的確な対応ができると考えております。さらに、シビアアクシデントを想定した事業者の訓練を義務づけ、それを政府が評価するとともに、政府としても、新たな防災計画に基づいた総合防災訓練を実施することとし、より実効性を高めてまいります。

項目7 福島原発事故被害者の徹底救済と福井県に対する配慮について

万々一事故が発生した場合の賠償は、原子力損害賠償法に基づく賠償措置が講じられているほか、今回の事故を受け、原子力損害賠償支援機構法により、将来にわたり原子力損害賠償の支払い等に対応できる枠組みを構築するなど、事業者任せではなく、国として被害者への迅速かつ適切な損害賠償のための万全の措置を講じており、今後とも、被害者救済に尽力します。

具体的には、今般の東京電力福島第一発電所事故では、国は、原子力損害賠償支援機構法に基づき、被害者の損害賠償のために十分な金額として既に5兆円を措置しており、そのうち、約1兆6000億円について、原子力損害賠償支援機構を通じて東京電力に交付することを決定済みです。また、仮に賠償額が5兆円を超える場合には、同法に基づき、追加的に交付国債を交付することとしているなど被害者救済のために迅速かつ万全な財政面での措置を講じております。また、原子力損害賠償審査会において原子力損害の範囲等に関する指針を示し、「原子力損害賠償紛争解決センター」において被害の実態に応じた和解の仲介を実施するとともに、さらに、賠償の円滑化に向けて、経済産業省、文部科学省、原子力損害賠償支援機構、東京電力を構成員とする「原子力損害賠償円滑化会議」において指針を踏まえた賠償方針の検討を行っており、東京電力に対して被害の実態に沿った親身・親切的な賠償を行うよう指導をしていくなど、国が前面に立った被害者支援に、現在も、また、将来においても取り組んでいく強い決意を持っております。

以上